

建設課発注工事における設計事務誤りによる工事契約解除について

令和 4 年 8 月 2 日
白子町役場企画財政課
0 4 7 5 - 3 3 - 2 1 8 0

建設課発注工事について、設計基本情報に記載誤りがあり、契約の相手方の決定に瑕疵があったことが判明しました。

契約した相手方には謝罪及び事情の説明を行い、8月2日に契約の解除手続きをいたしました。ご迷惑をおかけした関係者の方々、町民の皆様に対し、心からお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。

1. 経緯等

- (1) 令和4年7月20日(水)に執行した建設工事に係る入札のうち、3件の入札において、当該設計書に使用した諸経費の工種と、設計基本情報に記載された諸経費の工種に違いがあったことが7月25日に判明いたしました。
- (2) 建設課職員の積算システムの操作誤りにより、設計基本情報に誤った情報を表記したことにより入札に参加した事業者の方に誤計算を招き、適正な契約相手方の決定がなされていないと判断いたしました。

2. 対象工事

- (1)町道 105 号線 舗装修繕工事
- (2)町道 207 号線 舗装修繕工事
- (3)町道 3028 号線 舗装修繕工事

3. 対応

- (1) 契約した相手方に謝罪と事情の説明を行い、契約を解除いたしました。
- (2) 入札に参加した事業者の方に、謝罪と事情の説明を行いました。
- (3) 当該工事については、設計内容を見直して改めて入札を行う予定です。

4. 再発防止

職員の適正な業務執行に係る監督を徹底するとともに、チェック体制をより充実させ、適切な事務処理手続と法令遵守についての指導を徹底してまいります。